○国土交通省告示第四十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　秋田県宿地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と一号を結んだ線に囲まれた区域

秋田県由利本荘市東由利宿

字サラメキ　八〇番九　一号
字柳股　五五番　二号
五四番　三号
五二番　四号
四六番　五号
字卯台
一〇番一　六号から八号まで
字中ノ沢　三四番一　九号
字高舘　七二番一　十号
字鳥台
三三番七　十一号
三三番一　十二号
字上ノ台　二七五番　十三号

○国土交通省告示第四十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　山形県市禿地すべり防止区域

山形県北村山郡大石田町大字次年子字松岡平地内四等三角点松岡平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二八度四六分四二秒　一号
六〇一・七六九メートルの地点
標柱一号から八五度〇七分五四秒　二号
八〇・二二二メートルの地点
標柱二号から一一八度三七分二二秒　三号
八八・六五〇メートルの地点
標柱三号から一〇九度五三分四九秒　四号
一二三・五二八メートルの地点
標柱四号から一三三度〇四分〇〇秒　五号
一七〇・八〇一メートルの地点
標柱五号から一八一度二九分〇五秒　六号
一九〇・〇六四メートルの地点
標柱六号から二七九度五七分四九秒　七号
標柱七号から三〇一度三三分三二秒　八号
一三八・三三一メートルの地点
標柱八号から二七度三六分三一秒　九号
一三四・四四四メートルの地点
標柱九号から一三度四二分五八秒　十号
六四・七九七メートルの地点
標柱十号から三〇四度一九分〇八秒　十一号
四八・四六八メートルの地点

○国土交通省告示第五十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　富山県鞍骨諏訪地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県氷見市鞍骨
字大平　一一番　一号及び二号
一三番　三号及び四号
一九番一　五号
三七番一　六号
四九番三　七号
三七番四　八号
字長也町　五八五番　九号
五七三番　十号
四九四番一　十一号

○国土交通省告示第五十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　奈良県檜牧東地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

奈良県宇陀市榛原区檜牧
一三八一番一　一号及び十三号
一三三六番　二号及び三号
一二九六番　四号
一二二八番　五号
一二二二番一　六号
一一四三番　七号及び八号
一一三九番一　九号
一一三四番一　十号
一一三一番　十一号及び十二号

○国土交通省告示第五十二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　岡山県小谷ヶ市地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を頷家川左岸に沿って結んだ線に囲まれた区域

岡山県高梁市川上町仁賀
字山上滝下タ　六〇三番八　一号
字滝キ　七〇三番一　二号
字ヒラキ　八二五番　三号
字西が迫　八三一番二　四号
字家の上　四三二番　五号
字鳥のす　三九二番　六号
字家ノ下モ　三七七番　七号
字向川　三五番一　八号
字乙藤　三四一番七　九号

○国土交通省告示第五十三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に新規指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　石川県桐山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱七号から標柱一号までを切山川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

石川県金沢市桐山町
ヨ　一六五番　一号
ケ　二六番　二号
レ　三一番　三号
ソ　五三番　四号
フ　一四番　五号
二六番　六号
五八番　七号

○国土交通省告示第五十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　新潟県花立地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和三十七年農林省告示第千九号で指定した新潟県八幡地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を平成十六年農林水産省告示第百六十二号で指定した新潟県番匠窪地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を昭和四十六年農林省告示第千八百四号で指定した新潟県河内地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十七年建設省告示第千六百六十一号で指定した新潟県花立地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字長沢
字花立　五三八五番一　一号
五四二二番七　二号
五四二二番二　四号
字栗木峠　四六九〇番乙　三号

○国土交通省告示第五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

津元谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十八年建設省告示第九百三十四号で指定した土地の区域を除く。）

三重県伊賀市大字高尾
四二三九番　一号から三号まで
四二四六番　四号
四二四六番一　五号から七号まで
四二五一番　八号から十号まで
四二五二番　十一号から十九号まで
四二五四番一　二十号から二十三号まで
四二五四番二　二十四号
四二五五番三　二十五号
四二五五番二　二十六号から三十五号及び三十八号
四二四九番　三十六号、三十七号及び三十九号
四二五〇番　四十号から四十二号まで
四二四八番　四十三号から五十二号まで